

### 35人以下学級の推進と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積していますが、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による、学びの保障や心のケア、感染症対策なども求められており、大変厳しい状況となっています。加えてICT教育推進にともないタブレットが導入され、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。今年度より小学校では、段階的に35人以下学級が措置されることになりましたが、中学校は40人以下学級のままです。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。教育の機会均等と水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1に復元することが自治体にとっても不可欠です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

- 1 35人以下学級を中学校まで伸ばすなど、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

福岡県小郡市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣